

## パレスチナ自治区ガザ地区における平和の早期実現を求める決議

パレスチナ自治区ガザ地区におけるイスラエルとイスラム組織ハマスとの武力紛争が生じてからすでに8か月以上が経過した。この紛争により一般市民、特に女性や子どもに多大なる犠牲が出るなど、深刻な人道的危機に直面している。

こうした中、国連総会は2023年12月12日に緊急特別会合を開き、人道目的の即時停戦のほか、すべての人質の解放や人道支援の確保などについて、日本を含む153か国の賛成により決議した。また、国際司法裁判所は2024年5月24日にイスラエルに対し、ガザ地区南部のラファでの攻撃を直ちに停止し、人道物資が搬入されるよう検問所を開放することなど暫定的な措置を命じている。

本市は「非核平和都市宣言」を行っており、世界の恒久平和は、市民の共通の願いである。

よって、本市議会は、ガザ地区における一刻も早い恒久的即時停戦と人道的状況の回復、国際法の順守及び国連決議の早急かつ完全な履行を強く求める。

以上、決議する。

令和6年6月28日

天 草 市 議 会